
第2次 地域福祉活動計画



平成25年4月

社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会

— 目 次 —

<資料>	
1. 民生児童委員・主任児童委員調査結果	19
2. 石巻市社会福祉協議会地域福祉活動計画「策定委員会」	27
3. 〃 「職員検討部会」	28

第1章 新たな地域福祉の動向

第1節 地域福祉問題の広がり

地域福祉問題は、少子高齢化、ひきこもり、虐待、貧困、限界集落の問題など多様化し、広がりをみせています。特に、地域社会は孤立という問題に直面しています。人や地域との交流が乏しくなり、必要とするさまざまな情報やサービスが届かず孤立することで、虐待や自殺を引き起こす大きな要因となります。

また、東日本大震災で被災した本市においては、点在する仮設住宅、みなし仮設住宅など、地域で生活している方々の、このような孤立の問題が懸念されています。そして、新たな問題として、①要介護・要支援高齢者の増加、②家族が離れ離れに暮らしている家庭、仮設住宅等での不自由な生活、③住まい・生活・仕事・将来設計等々の問題に直面する方々の問題、等々を共有し、セーフティネット（最後の安全網）の再生とともに、個々の取り組みが急務になっています。

第2節 地域福祉の動向

地域と関わりをもたない福祉はありません。地域福祉とは、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉等に共通するもので、第1に在宅ケアや相談等の在宅福祉サービス、第2に見守り、ボランティア活動、サロン活動等の地域における福祉活動、第3に計画づくりや支援する専門職の配置等の地域福祉を進める基盤を強化する取り組みで構成されています。

なお、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」（厚生労働省、平成20年（2008年）3月）は、制度では拾いきれない制度の狭間にある人、問題解決能力が不十分で、公的サービスがうまく使えない人、低所得の状態にある人への対応等、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や、公的な福祉サービスの総合的な対応が不十分であることから生じる問題があると指摘しています。そして、自助、公助とともに、市民、当事者、民生児童委員、町内会、行政、ボランティア団体（民間非営利団体）等が協働する「新たな支え合い」としての共助の必要性を強調しています。これは、行政の取り組みを「公」と限定するのではなく、市民の役割、民間の役割を重視した取り組みによって、「新たな公」を創出し、地域社会の再生を図るという新たな視点を提起しています。

<参考>

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地

域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」(社会福祉法第4条)

第3節 市町村社会福祉協議会の使命

市町村社会福祉協議会は、市民やNPO法人、社会福祉団体、行政が運営に関与するという公的性格を有する民間団体ですが、市民、専門機関等とともに地域福祉を推進する中心的な役割を担うことを目的に設立され、主たる事業は、次のように位置付けられています。

- a 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - b 社会福祉に関する活動への市民の参加のための援助
 - c 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - d 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (社会福祉法第109条)

今日、市民が直面する地域福祉課題に対して、人材、施設・機関、サービス・活動、住民関係、地域関係等の地域資源を把握し、地域を協働して再生する主軸になることが、市町村社会福祉協議会に求められています。

第2章 第2次地域福祉活動計画

第1節 地域福祉活動計画策定の目的と位置付け

地域福祉活動計画は、石巻市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が市民や石巻市をはじめとする関係機関、団体と連携・協働しながら地域の福祉活動を推進するための計画であります。

地域福祉は、全ての市民が地域社会を構成する一員として、安心して暮らしていくため、社会、経済、文化などあらゆる機会に参加できるようにしていくことが目的です。

地域福祉を推進するためには、地域住民を主体として行政と社会福祉協議会の協働で地域コミュニティを作っていくことが重要であります。

社協といたしましては、平成20年3月に「第1次地域福祉活動計画」(平成20年度～24年度)を策定し各種事業に取り組んで参りました。

この度、この「第1次地域福祉活動計画」を検証し、平成25年度から29年度までの5年間を計画期間とする「第2次地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画には、特に地域福祉を推進するための基本であるボランティアセ

ンター業務の取り組みと、新たに東日本大震災の復興に向けての支援についても位置付け、「第1次地域福祉活動計画」に引き続き「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に石巻市の「地域福祉計画」と連携し、社協が取り組む地域福祉事業の基本計画として、市民並びに石巻市をはじめとする関係機関等と協働して推進するものであります。

第2節 地域福祉活動計画の策定体制

本計画の策定については、石巻市、各福祉団体代表者、各地域代表者で組織する「石巻市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、学識経験者をアドバイザーとして、社協職員による検討部会が策定した原案を協議検討いたしました。

(1) 職員検討部会

(2) 地域福祉活動計画策定委員会

(3) 社協理事会・評議員会

※ 必要に応じ社協所属長会議で協議検討

※ 民生児童委員・主任児童委員調査の実施、集計分析についてはアドバイザー等の協力により実施

第3節 地域福祉活動計画の期間

平成25年度から平成29年度までの5年間

第4節 地域福祉計画との関係

市町村が策定する「地域福祉計画」は、国が平成12年に制定した「社会福祉法」第4条において「地域福祉の推進」を明記し、かつ第107条においてその策定が規定されました。これに基づき、平成15年度から、地域福祉計画の策定が全国的に進められました。また、それに先立ち、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」も、高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の行政計画の策定に連動して、地域の市民福祉活動を計画化するものとして推進されてきました。

この「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である市民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容と現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする行政計画であります。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会を中心に福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO等の民間団体が自主的・自発的な福祉活動を中心にした民間活動・行動計画としての性格をより明確にする計画であります。地域住民がそれぞれの独自の活動をお互いに認識し合い、共通する

地域の生活課題や民間活動が協働して取り組むべき課題を計画化するところに独自性があり、地域福祉を進めるためには、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が十分に連携することが重要となっております。

第3章 石巻市における地域の生活課題の把握

第1節 民生児童委員・主任児童委員調査

(1) 調査目的

第2次地域福祉活動計画（平成25年度から29年度まで）策定のため、現場で活動している民生児童委員・主任児童委員の現状や「福祉」に関するニーズ等を把握し、地域の実態把握の一助としました。

(2) 調査対象と方法

市内の全民生児童委員・主任児童委員 336名を対象としたアンケート調査を実施しました。調査用紙を平成24年11月22日に全民生児童委員・主任児童委員の自宅へ郵送し、民生児童委員定例会時に回収しました。（最終回収日12月17日）回収数は307、回収率は91.4%でありました。

第2節 社協各支所の状況

石巻市が実施した被災者を対象とした意識調査（平成25年2月）及び社協各支所からのヒアリングでは、防災集団移転（自力再建、復興公営住宅）に関して、半島部、沿岸部の被災者世帯は、震災前から住んでいた場所（従前の集落）を希望する人が約3割という結果が表れ、復興支援が進んでいないことなどが背景にあり、半島部、沿岸部の集落存続の危機が危惧されています。このことから各支所においては、地域の実情を勘案して本計画に取り組むこととします。

第3節 その他現状把握のための作業

- (1) 「石巻市地域福祉計画」の策定に係る現状把握のためのアンケート調査結果からの分析作業
- (2) 社協事業を通して把握することができる生活課題の整理作業
- (3) 第1次地域福祉活動計画を検証することによる社協内部事業の評価作業

第4章 地域福祉活動計画がめざすもの

第1節 計画の基本理念

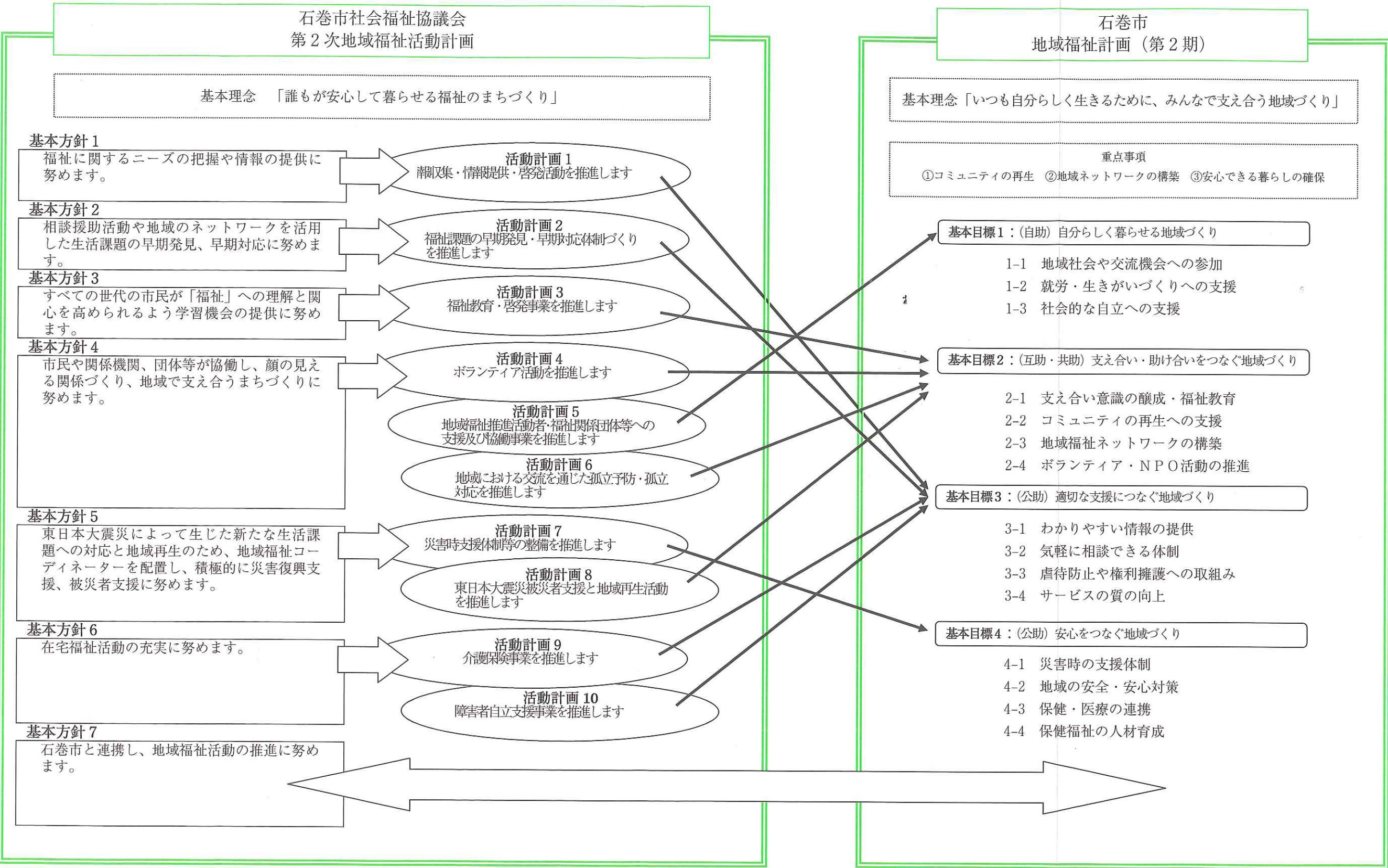
「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」

第2節 取り組みの基本方針

基本理念の実現のため、本活動計画の基本方針は第1次地域福祉活動計画を継承するとともに、東日本大震災によって生じた新たな生活課題の解決に向けた取り組みを加え、次のとおりといたします。

- 1 福祉に関するニーズの把握や情報の提供に努めます。
- 2 相談援助活動や地域のネットワークを活用した生活課題の早期発見、早期対応の体制づくりに努めます。
- 3 すべての世代の市民が「福祉」への理解と関心を高められるよう学習機会の提供に努めます。
- 4 市民や関係機関、団体等が協働し、顔の見える関係づくり、地域で支え合うまちづくりに努めます。
- 5 東日本大震災によって生じた新たな生活課題への対応と地域再生のため、地域福祉コーディネーターを配置し、積極的に災害復興支援、被災者支援に努めます。
- 6 在宅福祉活動の充実に努めます。
- 7 石巻市と連携し、地域福祉活動の推進に努めます。

第3節 計画の体系



第4節 重点的な取り組み

活動計画1 情報収集・情報提供・啓発活動を推進します

活動計画2 福祉課題の早期発見・早期対応体制づくりを推進します

活動計画3 福祉教育・啓発事業を推進します

活動計画4 ボランティア活動を推進します

活動計画5 地域福祉推進活動者・福祉関係団体等への支援及び協働事業を推進します

活動計画6 地域における交流を通じた孤立予防・孤立対応を推進します

活動計画7 災害時支援体制等の整備を推進します

活動計画8 東日本大震災被災者支援と地域再生活動を推進します

活動計画9 介護保険事業を推進します

活動計画10 障害者自立支援事業を推進します

活動計画 1

情報収集・情報提供・啓発活動を推進します

【課題・ニーズ】

- ・ 市民ニーズが多岐にわたり変化し、解決すべき生活課題も変化していることから地域の課題を把握する必要がある。
- ・ 必要な情報やサービスをうまく利用できていない人がいる。
- ・ 個人情報保護の適用で、必要な連携が取れないことがある。
- ・ 震災を経験し、地域の助け合いや支え合いの大切さを感じている人がたくさんいる。

▽ 重 点 目 標 ▽

■市民が直面する生活課題の把握

- (1) ニーズ調査活動の実施
- (2) ネットワークを活かした地域課題の把握

■情報提供の実施

- (1) 市内の福祉活動情報の提供

■啓発活動の実施

- (1) イベントによる福祉啓発の実施

△ 具 体 的 な 活 動 △

【具体的な活動】

■市民が直面する生活課題の把握

- ① アンケート調査の実施
- ② 民生児童委員や福祉協力員等の地域福祉関係者のネットワークを活かした情報収集の実施
- ③ ニーズ把握カードの作成

■情報提供の実施

- ④ 広報紙・ウェブサイト（ホームページ）による情報の提供
- ⑤ 民生児童委員、福祉協力員及び市民団体の地域福祉活動の紹介
- ⑥ 会費や共同募金、寄付金の活用に関する周知
- ⑦ 社協事業紹介パンフレットの作成
- ⑧ 報道機関等との連携

■啓発活動の実施

- ⑨ 社会福祉大会の開催
- ⑩ 福祉フォーラムの開催
- ⑪ 福祉まつりの共催

活動計画2 福祉課題の早期発見・早期対応体制づくりを推進します

【課題・ニーズ】

- ・ 様々なサービスが多様化し、内容や問合せ先が分かりにくい状況がある。
- ・ 様々な原因で相談できない人の発見が遅れてしまう状況がある。
- ・ 震災による転居のため地域との関わりや人との交流が少なく、抱えている問題が潜在化、深刻化している市民が増えた。
- ・ 社協とより一層顔の見える関係で意見や情報の交換をしたい。
- ・ 地域の課題を適切に社協に伝えたい。
- ・ 社協に、地域の保健・福祉・医療関係者等の多職種をまとめ、先導役として、様々な社会資源を活用し、課題解決に取り組んで欲しい。

▽ 重点目標 ▽

■社協が取り組む地域ネットワークシステムの推進

- (1) 福祉課題の早期発見体制の整備
- (2) 福祉課題の解決体制の整備
- (3) 制度の隙間を埋める必要なサービスの開発

△ △

【具体的な活動】

■社協が取り組む地域ネットワークシステムの推進

- ①相談窓口機能の強化
- ②民生児童委員や福祉協力員との連携による早期発見体制の整備
- ③民生児童委員や福祉協力員との意見交換
- ④相談関係者、関係機関との協働による解決体制の整備
- ⑤住民参加型在宅福祉サービス開発のためのボランティア育成、NPO等への啓発活動
- ⑥日常生活自立支援事業（まもりーぶ）（※）の周知と活用促進
- ⑦既存社協サービスの提供（福祉用具貸与サービス及び紙おむつ購入助成等）

※日常生活自立支援事業（まもりーぶ）とは、認知症高齢者などの方々で、自己決定能力が低下している方に、地域の中で自立した生活が送れるように、「福祉サービスの利用援助」、「日常的金銭管理」、「財産お預かり」を提供する事業です。

活動計画3 福祉教育・啓発事業を推進します

【課題・ニーズ】

- ・福祉教育を推進するための体制が確立していない。
- ・福祉教育がキャップハンディ等の体験学習だけだと思われる。
- ・福祉教育が市民及び学校の中に浸透していない。
- ・地域の福祉風土をつくり上げるため、様々な社会資源と連携した福祉教育活動が求められている。

▽————— 重 点 目 標 —————▽

■学校・地域等における福祉教育の推進と連携

- (1) 福祉の心を育む（思いやりの育成／心のバリアフリー）
- (2) 福祉についての知識を深める
- (3) 地域の公共施設や事業所、団体等との連携

△—————

【具体的な活動】

■学校・地域等における福祉教育の推進と連携

- ①学校への福祉教育活動支援事業（活動助成金補助事業）の実施
- ②福祉教育推進研修会等の実施
- ③福祉教育モデルプログラムの作成
- ④福祉学習発表会の実施（地区行事との連携）
- ⑤福祉講座、福祉講演会への講師派遣等の支援
- ⑥福祉施設との交流事業の実施
- ⑦地域や家庭で思いやりの心を育む活動の普及
- ⑧地域を知るための福祉マップの作成
- ⑨世代間交流事業の実施

活動計画4 ボランティア活動を推進します

【課題・ニーズ】

- ・ボランティアセンターの存在を明確にするため市民への周知が必要である。
- ・ボランティアセンターと地域の活動中心者（キーパーソン）との関係が薄く、連携できていない。
- ・ボランティア活動者同士の関係が薄く、連携できていない。
- ・市民ボランティア活動の実態を把握できていない。
- ・ボランティア活動を活性化するための情報を提供できていない。
- ・ボランティア活動をはじめするための「きっかけ」がない。
- ・多様化する市民のニーズにボランティア活動が対応できていない。

▽ 重点目標 ▽

■ 広報・啓発活動の充実

- (1) ボランティア・市民活動に関する情報の発信
- (2) ボランティア実践者の交流促進

■ ボランティアの育成・支援

- (1) ボランティアの育成、活動者への支援

■ ボランティアセンター機能の強化

- (1) ボランティアセンター相談窓口の充実
- (2) ボランティア関係機関・団体及び支所センターとの連携

△ 具体的な活動 △

【具体的な活動】

■ 広報啓発活動

- ① ボランティアセンター情報誌の発行・ウェブサイトの充実
- ② 福祉フォーラムの開催
- ③ ボランティア団体の状況調査の実施

■ ボランティアの育成・支援

- ④ 活動をつなぐための交流会や研修会の開催（ボランティア交流会開催）
- ⑤ ボランティアのニーズの把握
- ⑥ 若年層のボランティアの育成（ボランティア講座の開催）
- ⑦ 地域のボランティアリーダーやサロン活動スタッフの育成
- ⑧ ボランティア保険の加入促進及び助成

■ ボランティアセンター機能の強化

- ⑨ ボランティアセンター運営委員会開催
- ⑩ 気軽にボランティア活動ができる場の提供（ボランティアルームの設置）
- ⑪ 市民活動（自治組織、NPO）等との連携

活動計画 5

地域福祉推進活動者・福祉関係団体等への支援及び協働事業を推進します

【課題・ニーズ】

- ・ 地域活動の担い手が固定化、高齢化し参加者も同じ顔ぶれとなっていて、若い世代の活動者、参加者が少ない。
- ・ 地域には多様な生活課題が潜在しており、細かなニーズに対応できていない。
- ・ 地域での活動や組織作りへの支援、研修の実施、地域ネットワーク作りのための支援の要望がある。
- ・ 市民の民生児童委員に対する認識度が低く職務を行う上で不安を感じている。
- ・ 個人情報や個人のプライバシーに関する市民意識が高まる中、情報把握が難しくなっている。
- ・ 福祉に関する問題や悩み・不安・孤独感を抱えている人が増えている。
- ・ 災害復興に向けた取り組みと市民ニーズの多様化に伴い、福祉関係団体等への支援については、団体の自主的運営と地域福祉活動への協力を受けながら事業を推進する必要がある。

▽ 重点目標 ▽

■福祉関係団体等への支援及び連携

- (1) 福祉関係団体等と協働した地域福祉活動の推進
- (2) 福祉関係団体等の自主的活動への運営支援

■民生児童委員・福祉協力員との連携及び活動支援

- (1) 民生児童委員との連携
- (2) 福祉協力員の活動支援

△ 具体的な活動 △

【具体的な活動】

■福祉関係団体等への支援及び連携

- ① 高齢者団体等各種福祉団体への支援及び地域福祉事業への協力の働きかけ
- ② 子育てサークル等の支援
- ③ 介護予防のための高齢者等の生きがい活動の促進
- ④ 地域包括支援センターとの連携

■民生児童委員・福祉協力員との連携及び活動支援

- ⑤ 民生児童委員定例会での情報提供・情報交換
- ⑥ 福祉のつどい等の地域福祉事業の共働実施
- ⑦ 合同研修（意見交換・交流会）の実施

活動計画 6 地域における交流を通じた孤立予防・孤立対応を推進します

【課題・ニーズ】

- ・地域で活動する団体等の交流がない。
- ・地域での顔の見える関係が薄れ、支え合い機能（コミュニティ）が薄れた。
- ・子どもの「遊ぶ・学ぶ」環境の変化もあり、地域との関係性が減っている。
- ・不審者の出没が多発している。
- ・地域において社会的孤立状態や虐待が潜在化している状況にある。
- ・外出機会の少ない高齢者や子育て中の母親等の孤立感が増している。

▽ 重 点 目 標 ▽

■小地域福祉活動の普及・支援

- (1) 小地域における交流会・サロン活動の実施支援
- (2) 市民主体による小地域福祉活動の基盤づくり

■虐待予防と関係機関との連携

- (1) 地域における見守り活動の推進

△ 具 体 的 な 活 動 △

【具体的な活動】

■小地域福祉活動の普及・支援

- ①地域における見守り・交流活動メニューの作成及び周知
- ②サロン活動等の地域福祉活動の把握と情報提供
- ③自治会、町内会等での意見交換や研修会、地区座談会等による啓発活動
- ④既存の地域活動に福祉的要素を取り入れる働きかけ
- ⑤高齢者等の生きがい活動やふれあい交流の場作りへの働きかけ
- ⑥子どもから高齢者までが世代間交流できる場作りへの働きかけ

■虐待予防と関係機関との連携

- ⑦地域包括支援センター等との連携による虐待問題の早期発見
- ⑧虐待や貧困など地域で潜在化する様々な問題の早期発見のための見守り活動
- ⑨自治会、町内会等の地域の見守り活動との連携
- ⑩地域の高齢者や障害者世帯等への声掛けや訪問活動の推進（あんしんカード（※））

※「あんしんカード」とは、自宅で体調が悪くなり救急車を呼んだとき、適切な判断と応急処置ができるほか、病院などが、親族・親戚などにすぐに連絡がとれる安心・便利なカードです。65歳以上の一人暮らし高齢者等が対象となります。

活動計画 7 災害時支援体制等の整備を推進します

【課題・ニーズ】

- ・市との連携や関係団体との支援体制について、震災後の新たな基準や状況を勘案し、再度確認を行う必要がある。
- ・災害ボランティアセンター運営を検証し、ガイドラインの作成が必要である。
- ・災害ボランティアセンターの役割について、市民への周知が不足している。
- ・組織としての職員の災害対応への共通理解と資質向上を図り、対応力を高めることが必要である。
- ・災害復旧支援のためのボランティアの育成が必要である。

▽ 重 点 目 標 ▽

■災害時の対応の確認

- (1) 市との連携強化と社協の役割の明確化
- (2) 自治会等との連絡調整
- (3) 職員研修及び訓練の実施

■災害時のネットワークの強化

- (1) 地域の生活支援を目的とした団体間の調整

■災害時における社協の役割の周知と支援者の育成

- (1) 災害ボランティアセンターの役割の周知
- (2) ボランティアの育成

△ 具 体 的 な 活 動 △

【具体的な活動】

■災害時の対応の確認

- ①災害ボランティアセンター運営に関してのガイドラインを作成
- ②自治会等に対してガイドラインの説明やチラシ配付等による啓発活動を実施
- ③災害ボランティアセンターの運営について訓練を実施

■災害時のネットワークの強化

- ④活動団体を対象とした地域の生活支援に関する連絡会議の実施

■災害時における社協の役割の周知と支援者の育成

- ⑤災害時のボランティア活動についての研修会の開催
- ⑥災害復旧支援のためのボランティアの育成
- ⑦市内及び市外、県外で行うボランティア活動支援のための体制整備

活動計画 8 東日本大震災被災者支援と地域再生活動を推進します

【課題・ニーズ】

- ・自治会等が再構築された地域においても市民の関係性が希薄でつながりが不足している。
- ・自治会やボランティア組織などの市民団体による支援活動が不足している。
- ・仮設住宅及びみなし仮設住宅入居者等は地域とかかわれず孤立しがちになっている。
- ・災害公営住宅においても入居者の事故防止に努める必要がある。
- ・支援団体は多いが個々に支援活動を展開しており連携ができていない。

▽ 重点目標 ▽

■地域福祉コーディネーターの配置

- (1) 市内複数エリアに地域福祉コーディネーターを配置し、市民の新たな地域づくりや地域福祉活動への総合的支援

■災害復興・被災者支援の推進

- (1) 市や公的サービス機関、ボランティア団体及びNPO等の支援団体と連携した支援
- (2) 市民の生活課題に対する各種支援のコーディネート
- (3) 仮設住宅及びみなし仮設住宅入居者等への訪問支援員による支援
- (4) 一人暮らし等の高齢者世帯、障害者世帯の孤立防止のための支援

■地域再生活動の支援

- (1) 被災した自治組織と新たな自治組織への支援

△ 具体的な活動 △

【具体的な活動】

■地域福祉コーディネーターの配置

■災害復興・被災者支援の推進

■地域再生活動の支援

- ①市民の生活課題や地域課題に対して、公的サービスやボランティア団体やNPO等の支援を適切に結びつけるコーディネーターによる支援
- ②支援の狭間にある方や日常的な支え合いが必要な方への新たなインフォーマル支援（※）の働きかけ
- ③訪問支援員による訪問や巡回を活かした安全・安心機能の活性化
- ④自治組織や地元ボランティア団体等の活動の活性化、また組織化し市民活動による支え合い活動を促進
- ⑤復興・生活支援活動のネットワークの拡大と支援者（団体）の活動がより良い活動になるために支援者（団体）間の情報共有の場を設定

※「インフォーマル支援」とは、公的機関や専門職による制度に基づくサービス以外の支援のことです。具体的には、家族、近隣、友人、民生児童委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない支援等があります。

活動計画 9 介護保険事業を推進します

【課題・ニーズ】

- ・生活環境の変化による在宅介護ニーズの多様化に対応したサービスを提供し、生活を支援する必要がある。
- ・安全で良質なサービスの維持・確保のため、職員のスキルアップや技術の向上を図る必要がある。
- ・地域の高齢者等が持つ課題を解決するため、地域包括支援センター（※）を中心とした総合的な相談機能の充実を図る必要がある。

▽ 重点目標 ▽

■心身の状況に応じた介護サービスの提供

- (1) 居宅サービス事業の実施
- (2) 地域包括支援センター事業の実施

■より良いサービスの提供

- (1) 質の高い居宅サービスを提供するための定期的研修
- (2) 対応困難なケースの早期対応のための取り組み
- (3) 在宅福祉サービスやインフォーマル支援と連携した複合的支援
- (4) 行政や他の介護保険事業者との連携

△ 具体的な活動 △

【具体的な活動】

■心身の状況に応じた介護サービスの提供

- | | |
|------------------|------|
| ①居宅介護支援サービスの実施 | 5事業所 |
| ②訪問介護サービスの実施 | 5事業所 |
| ③通所介護サービスの実施 | 2事業所 |
| ④訪問入浴介護サービスの実施 | 1事業所 |
| ⑤地域包括支援センター事業の実施 | 2事業所 |

■より良いサービスの提供

- ⑥サービスの質の維持・向上のための内部研修の実施、外部研修への参加
- ⑦新たな技術の習得や多様なサービス提供機関との連携による困難ケースへの対応力の強化
- ⑧市民活動（自治組織、NPO）との連携したサービスの提供
- ⑨行政や様々な事業者とのネットワークを活用した早期対応のための取組み

※「地域包括支援センター」とは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う地域における中核的施設です。

活動計画10 障害者自立支援事業を推進します

【課題・ニーズ】

- ・ 障害を持つ方及び家族や介護者の高齢化により在宅での生活に不安がある。
- ・ 地域での安心した生活が維持できる環境の整備が必要である。
- ・ 就労支援を進めるための協力体制の整備が必要である。
- ・ 障害を持つ方、家族の多様化するニーズに対応する必要がある。

▽ 重 点 目 標 ▽

■ 地域での生活を支援

- (1) 障害者自立支援事業における創作的活動や生産活動の機会の提供
- (2) 日常生活や社会参加の支援
- (3) 施設基盤整備と入所型施設の検討

■ 就労支援

- (1) 関係機関との連携による就労支援

△ 具 体 的 な 活 動 △

【具体的な活動】

■ 地域での生活を支援

- ① 障害者地域活動支援センター（※）事業での各種サービスの提供
障害者地域活動支援センター 2事業所・2分場
- ② 施設利用者への送迎支援
- ③ 施設利用者への給食の提供
- ④ 施設利用者への相談支援の実施
- ⑤ 居宅介護（ホームヘルプサービス）の提供
- ⑥ 共同生活介護（ケアホーム）、短期入所（ショートステイ）機能を有した複合型施設の検討

■ 就労支援

- ⑦ ハローワーク、就労支援センターとの連携による就労支援
- ⑧ 就労継続支援B型事業所（※）での就労支援活動

※「障害者地域活動支援センター」とは、利用者（障害者及び障害児）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うことを目的とした施設です。

※「就労継続支援B型事業所」とは、一般企業への就職が困難な障害者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを供与することを目的とした施設です。

第5章 計画の推進体制及び進行管理

第1節 推進体制

本活動計画の取り組みについては、本会役職員の共通認識のもと、組織的、計画的に事業の推進を目指すものであり、長期化が予想される東日本大震災の復興の中においても、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を市民並びに市と協働して事業を展開するものであります。

なお、具体的には実施計画を策定し、事業に取り組んでいくものとします。

第2節 進行管理

計画に基づく取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、事業の進捗状況を検証し、「進行管理・評価」を行っていきます。

1 進行管理・評価

事業取り組みの状況を社協内所属長会議等で検証します。その結果を地域福祉推進委員会、理事会及び評議員会に報告し、提言をいただきます。

2 進行管理・評価の項目

計画の進行管理・評価にあたっては、以下の項目について実施します。

- (1) 年度内の取り組み状況（事業の実施状況等の把握）
- (2) 計画期間内の取り組み内容
- (3) 取り組んでいく上での課題等

3 事業計画・活動方針等への反映

提言された評価・意見は、次年度以降の事業計画・活動方針等へ反映するよう事業の改善に努めます。

＜ 資 料 ＞

1. 民生児童委員・主任児童委員調査結果

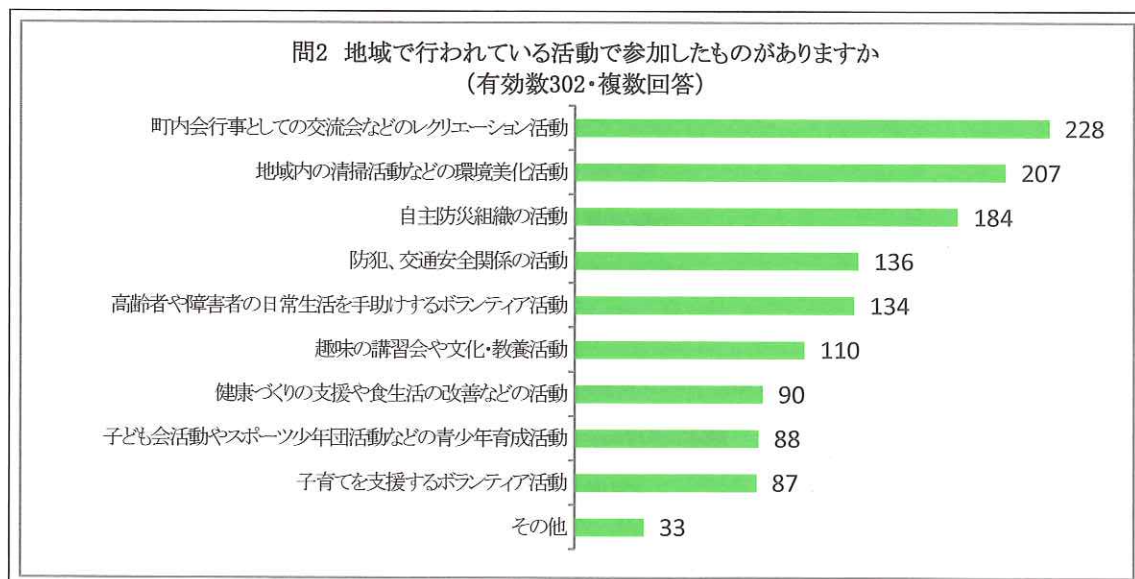
(1) 回答者の所属民児協（問1）

回答者の所属する民児協は以下のとおりです。

支所	石巻支所										河北支所	雄勝支所	河南支所	桃生支所	北上支所	牡鹿支所	合計
地区民児協	石巻	住吉	門脇	湊	山下	蛇田	萩浜	渡波	稲井	釜大	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	
人数	16	28	12	20	19	28	6	18	14	26	28	14	36	18	11	13	307

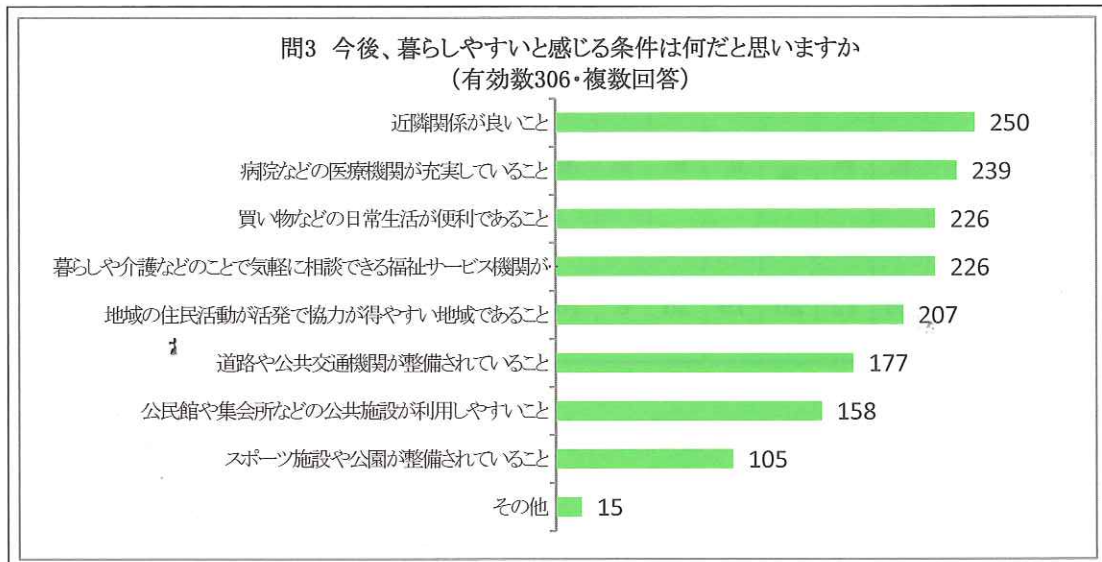
(2) 民生児童委員・主任児童委員が参加している地域活動（問2）

民生児童委員・主任児童委員が参加している地域活動は、町内会行事としての交流会などのレクリエーション活動が最も多く（228人75.5%）、次に地域内の清掃活動などの環境美化活動（207人68.5%）、自主防災組織の活動（184人60.9%）となっていました。少ないのは、子育てを支援するボランティア活動（87人28.8%）、子ども会活動やスポーツ少年団活動などの青少年育成活動（88人29.1%）、健康づくりの支援や食生活の改善などの活動（90人29.8%）でした。



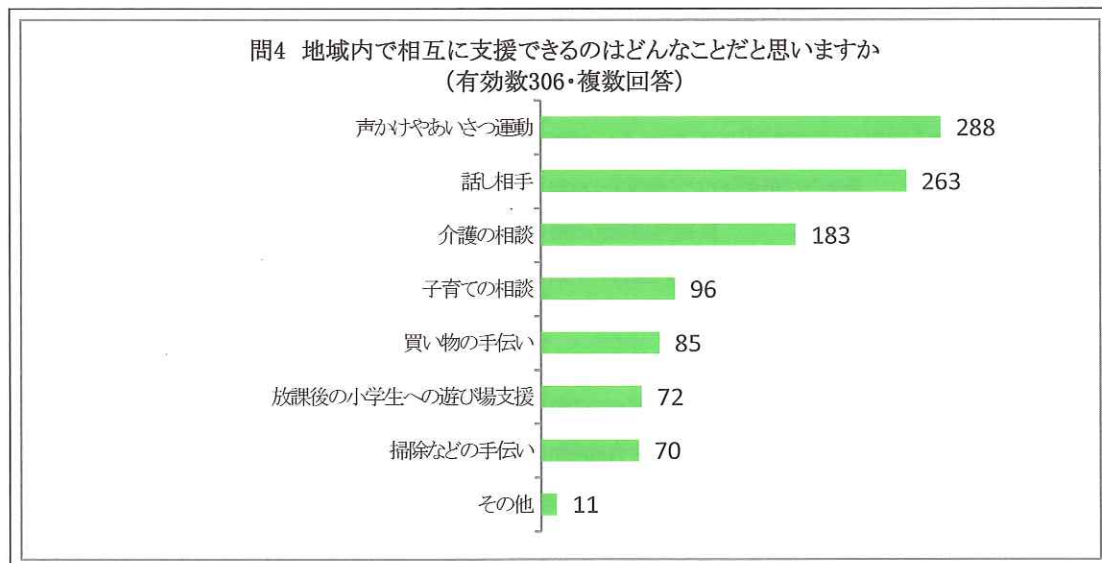
(3) 暮らしやすいと感じる条件（問3）

今後、暮らしやすいと感じる条件を多いほうから順に見ると、近隣関係が良いこと（250人81.7%）、病院などの医療機関が充実していること（239人78.1%）、暮らしや介護などのことで気軽に相談できる福祉サービス機関があること（226人73.9%）、買い物などの日常生活が便利であること（226人73.9%）であり、少ないのはスポーツ施設や公園が整備されていること（105人34.3%）でした。



(4) 地域内で相互に支援できること（問4）

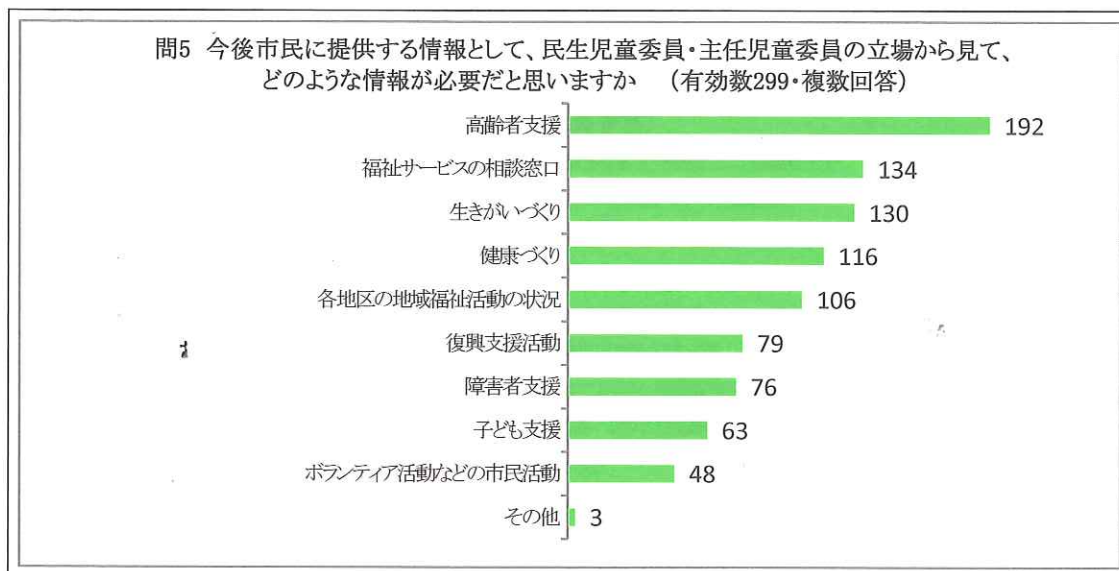
地域内で相互に支援できることを多いほうから順にあげると、声かけやあいさつ運動（288人94.1%）、話し相手（263人85.9%）であり、少ないのは掃除などの手伝い（70人22.9%）、放課後の小学生への遊び場支援（72人23.5%）、買い物の手伝い（85人27.8%）、子育ての相談（96人31.4%）でした。



(5) 今後市民に提供すべき情報（問5）

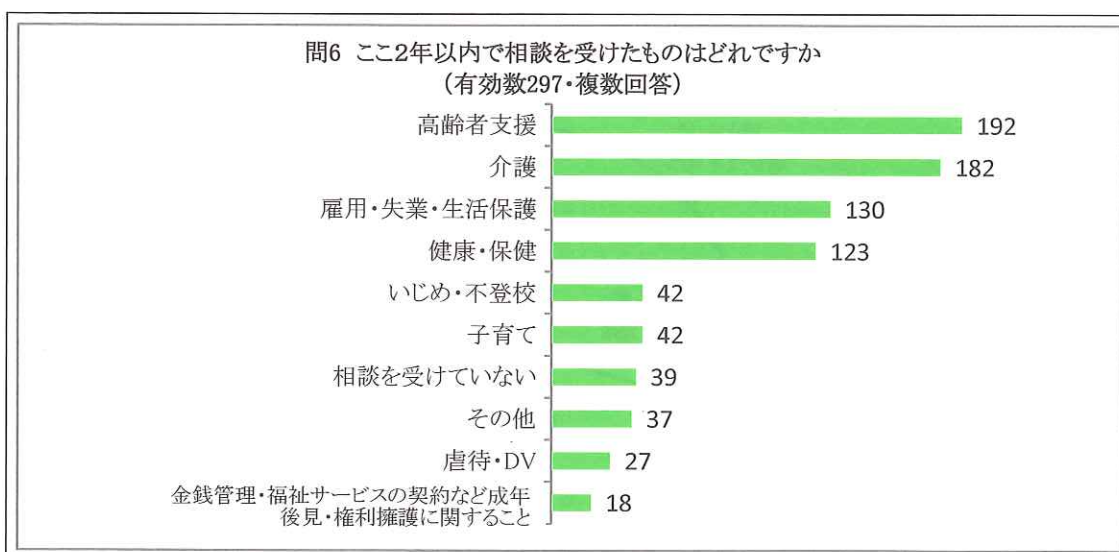
民生児童委員・主任児童委員から見た今後、市民に提供すべき情報でもっとも多いのは、高齢者支援（192人64.2%）、少ないのはボランティア活動などの市民活動（48人16.1%）、子ども支援（63人21.1%）、障害者支援（76人25.4%）、復興支援活動（79人26.4%）でした。

その他では、インターネット等だけでなく、紙面での情報提供を求める回答が2件ありました。



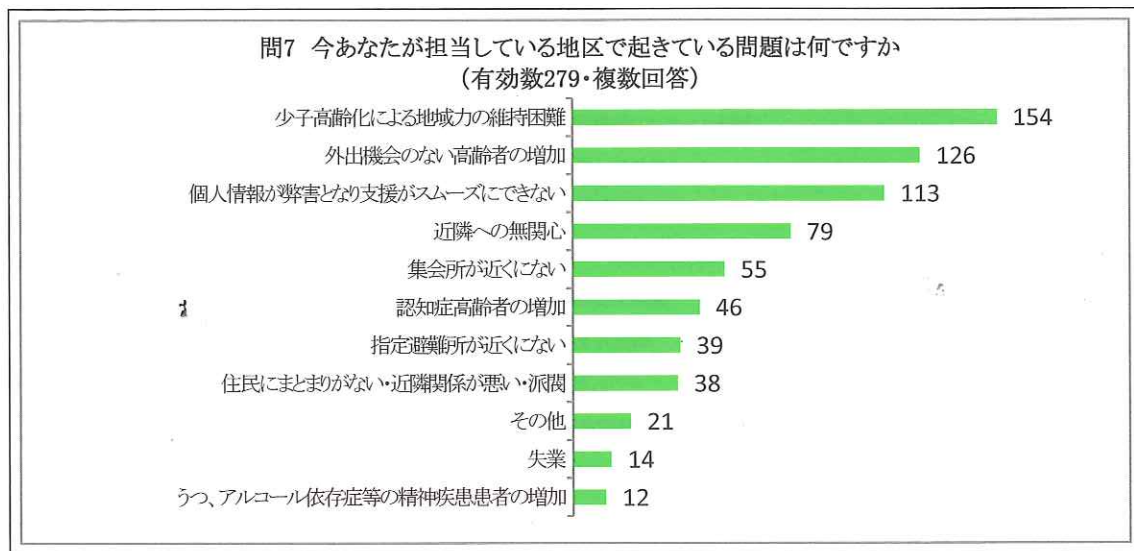
(6) 民生児童委員・主任児童委員としてここ2年で受けたことのある相談（問6）

民生児童委員・主任児童委員としてここ2年で受けたことのある相談で多いほうから3つを見ると、介護（182人61.3%）、雇用・失業・生活保護（130人43.8%）、健康・保健（123人41.4%）となっていました。



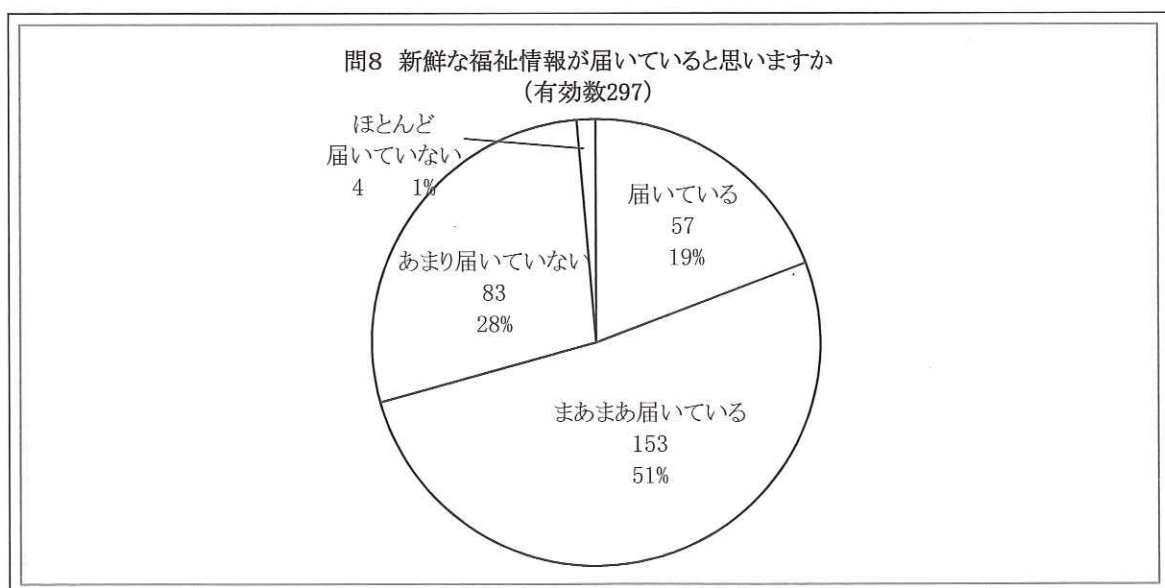
(7) 担当地区で起きている問題 (問7)

担当地区で起きている問題として、多いほうから3つあげると、少子高齢化による地域力の維持困難 (154人55.2%)、外出機会のない高齢者の増加 (126人45.2%)、個人情報被害となり支援がスムーズにできない (113人40.5%) でした。



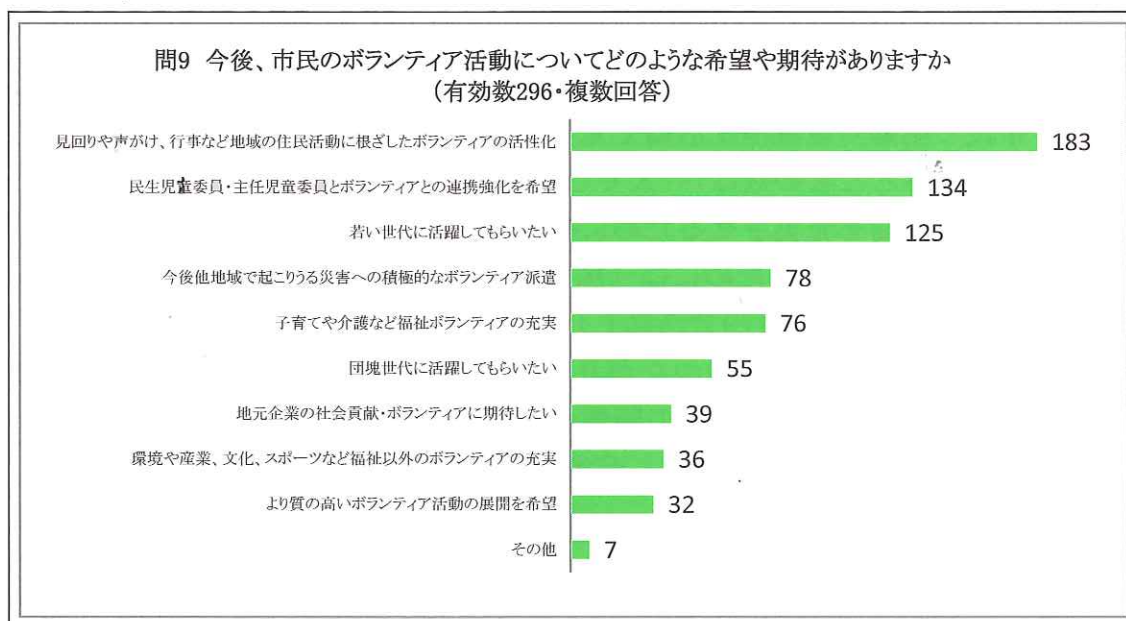
(8) 新鮮な福祉情報が届いているかどうか (問8)

新鮮な福祉情報が「届いている」と「まあまあ届いている」の合計は、210人 (70%) でした。



(9) 市民のボランティア活動への希望や期待 (問9)

市民のボランティア活動への希望や期待で多いほうから3つあげると、見回りや声かけ、行事等地域の住民活動に根ざしたボランティア活動（183人61.8%）、民生児童委員、主任児童委員とボランティアの連携強化を希望（134人45.3%）、若い世代に活躍してもらいたい（125人42.2%）の順となりました。少ないのは、環境や産業、文化、スポーツなどの福祉以外のボランティアの充実（36人12.2%）、地元企業の社会貢献・ボランティアに期待したい（39人13.2%）、より質の高いボランティア活動の展開を希望（32人10.8%）でした。



(10) 災害復興からのまちづくりに必要な支援 (問10)

問10に回答した人は203人でした。

災害復興からのまちづくりに必要な支援として、土地利用、道路・堤防・港湾関係や公共施設などの計画を含めたハード面のまちづくりやインフラ整備、雇用や住まいなどが多くあげられています。その一方で、人口流出にどう対応するのか（「まちづくり計画」に含まれる）、あるいは町内会活動を活性化し、コミュニティをどう作っていくかという課題（「コミュニティづくり・町内会活動」19件）もあげられています。また、自ら復興に向けて取り組むという「住民意識」（11件）や「住民参加」（8件）のまちづくりが求められています。これに関連して、「支援活動のあり方」（33件）として、ひとりひとりの石巻市民の立場にたって、自立に向かった支援がスピーディにそして、計画的に行われる必要があると指摘されています。「支援」（14件）としては、心のケアが長期的に必要であり、高齢者や障害者に対する具体的な

問 10 復興からのまちづくりに必要な支援(複数回答)																								
33	25	19	19	15	14	13	12	12	11	10	9	8	8	8	7	7	5	3	3	2	1	1	1	246
支援活動のあり方	住まい	コミュニティづくり・町内会活動	まちづくり計画	道路・堤防・港湾	支援	生活環境	雇用	資金	住民意識	心のケア	広報・情報	ボランティア	行政・行政情報	住民参加	防災	公共施設	土地利用案	協働	連携	子育て支援	人材	民生委員活動	その他	合計

- 地域福祉活動を充実させるために必要なのは、「住民の意識」であるという回答が17件あり、そのためには「広報・啓発・情報」が必要（15件）とされています。さらに、「町内会活動」（9件）や「地域行事」（13件）、その他の活動を通して「住民同士のつながり」（14件）が必要とされています。また、この設問でも、個人情報保護の問題が指摘されています（10件）。個人情報の問題とも関連しますが、「連携」が多く求められています（18件）。

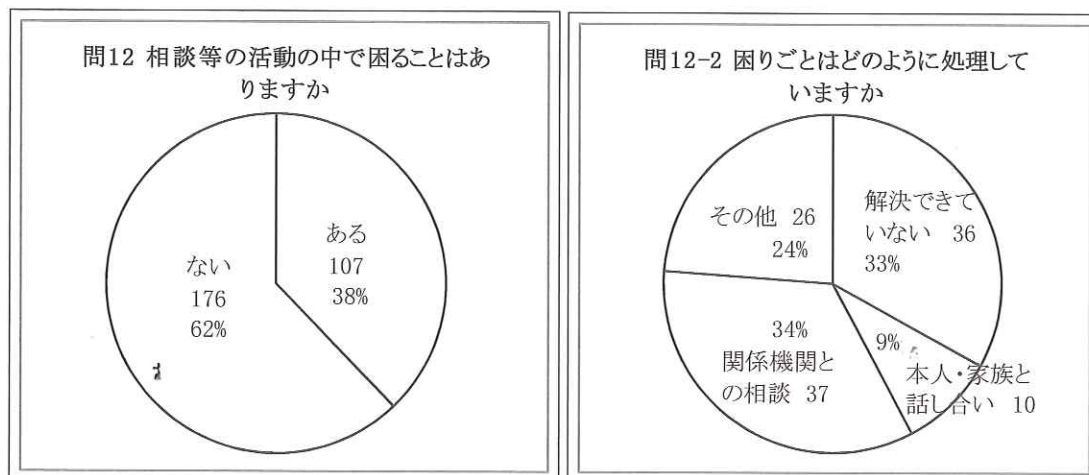
問 11 市民と協働の地域福祉活動を充実させるために必要なもの(複数回答)																											
合計	その他	産業	住まい	防災	計画	交通	支援活動のあり方	住民参加	ボランティア	交流	協働	福祉教育	行政	ニーズ把握	町内会活動	個人情報	民生委員活動	地域行事	支援	住民のつながり	人材	施設・資源	広報・啓発・情報	意識	連携	コミュニティづくり	
209	3	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	4	4	6	9	10	11	13	14	14	15	15	15	17	18	23

- 24 -

いました。

その困りごとは、関係機関と相談していることが多い（37人35.6%）ようですが、解決しているとは言えません（全体で36人34.6%は解決していない）。

12-2「その他」の内容を見ると、「解決に至らないが、見守りや対応を続けている」ものが14件ありました。また、私費を貸し出したり、葛藤を抱えながら活動されている実態も記載されています。



問 12 困っていること													
活動の悩み	手当・生活保護など 経済的な相談	個人情報	高齢者	近隣問題	子ども	活動できない	精神障害	家庭問題	災害	その他	住宅	宗教	合計
25	23	20	10	7	5	5	3	3	2	2	1	1	107

(13) ご意見・ご要望など（問13 記載者数142人）

民生児童委員・主任児童委員活動に関する意見が33件と最も多くあげられていましたが、ご自身の活動に関する悩みや迷いが半数以上を占めています。そのほか、民生児童委員としての業務が多いこと、市民に民生児童委員の存在や役割を理解してもらうための広報やツールが欲しいこと、研修やアドバイスを欲しいなどの意見がありました。

また、ここでも「個人情報」についての指摘が17件あり、民生児童委員として活動するために必要な個人情報が得られていないと指摘されています。「支援活動のあり方」の内容は、震災後の地域福祉のあり方が指摘されてい

るともいえます。

「連携」に関しては、町内会や行政委員との連携や、地域包括支援センター、市役所、社会福祉協議会等との連携が主に指摘されています。

一方、アンケートについての意見や、調査結果を知りたいという意見がありました。

問 13 意見・要望																						
民生委員活動	支援活動のあり方	個人情報	社協への要望・意見など	連携	防災	啓発・広報	アンケートに関する意見	資金の活用方法	専門職への期待	医療・健康	子ども支援	経済的支援	組織の活性化	情報提供	交通	計画	協働	まちづくり	社会資源活用	人材育成	その他	合計
33	20	17	16	14	6	6	5	5	4	4	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	150

※集計・分析協力者 多摩療育園医療科主任技術員 古寺久仁子 氏

2. 石巻市社会福祉協議会地域福祉活動計画「策定委員会」

(1) 開催状況

	開催期日	協議内容
第1回	平成24年10月17日	・委員長・副委員長の選任 ・第2次活動計画策定作業について ・策定スケジュールについて
第2回	平成25年 2月13日	・第2次活動計画骨子案について ・策定スケジュールについて
第3回	平成25年 3月 7日	・第2次活動計画案について

(2) 委員名簿

(敬称省略)

	職 名	氏 名	選出団体職名
1	委員長	相 澤 政 助	石巻市老人クラブ連合会副会長
2	副委員長	久 保 智 光	石巻市福祉部福祉総務課長
3	副委員長	渋 谷 秀 樹	石巻市障害者地域活動支援センターみどり園・かしわホーム施設長
4	委 員	高 橋 伸 行	石巻市福祉部障害福祉課長
5	委 員	山 田 元 郎	石巻市教育委員会学校教育課長
6	委 員	本 間 英 一	石巻市民生委員児童委員協議会研修部会長
7	委 員	伊 藤 政 夫	石巻市身体障害者福祉協会監事
8	委 員	阿 部 正 春	石巻市ボランティア連絡協議会副会長
9	委 員	大 浪 茂	河北支所地域福祉推進委員会委員(河北地区行政委員代表)
10	委 員	山 下 克 彦	雄勝支所地域福祉推進委員会委員長(雄勝地区地区会会長)
11	委 員	齋 藤 洋 一	河南支所地域福祉推進委員会委員
12	委 員	佐 藤 昭	桃生支所地域福祉推進委員会委員(桃生地区民児協副会長)
13	委 員	佐 藤 幸 子	北上支所(北上地区民児協監事)
14	委 員	阿 部 たき子	牡鹿支所地域福祉推進委員会委員(牡鹿ダンベル会会長)

3. 石巻市社会福祉協議会地域福祉活動計画「職員検討部会」

(1) 開催状況

年	月	日	回数	内 容
H 24	8	31	1	・策定の組織体制、策定スケジュール、第1次計画の検証、各種アンケート調査についての検討及び確認作業
H 24	9	18	2	・勉強会「地域福祉活動計画の目的」、「策定作業のポイント」、「参考となる活動計画の実例」 (講師・アドバイザー)
H 24	9	27	3	・策定作業の進め方、第1次活動計画の評価、アンケート調査の実施等についての検討作業
H 24	10	3	4	・第1次活動計画の検証作業、評価スケールの設定
H 24	10	5	5	・第1次活動計画の検証作業
H 24	10	8	6	・市アンケート調査結果の分析作業 (指導・アドバイザー)
H 24	10	23	7	・市アンケート調査結果の分析作業
H 24	10	29	8	・民生委員調査の検討作業
H 24	11	1	9	・課題の把握のための調査・ヒアリング、施策の優先課題の明確化、活動計画の概要について ・民生委員調査項目検討 (指導・アドバイザー)
H 24	11	14	10	・民生委員調査項目検討
H 24	11	21	11	・第1次計画「推進目標」と現状課題等との調整
H 24	11	26	12	・社協各支所圏域の課題ヒアリング (指導・アドバイザー)
H 24	12	19	13	・社協事業における課題、支所圏域の課題の整理作業
H 24	12	21	14	(同上)
H 24	12	25	15	・社協事業における課題、支所圏域の課題のまとめ ・計画の体系について (指導・アドバイザー)
H 24	12	26		・推進体制、評価体制、社協基盤強化について ・重点目標の検討と課題把握シートでの整理作業 (指導・アドバイザー)
H 25	1	9	16	・民生委員調査結果集計について ・骨子案作成について
H 25	1	17	17	・骨子案検討作業
H 25	1	21	18	・骨子案検討作業
H 25	1	22	19	・骨子案検討作業
H 25	1	23	20	・骨子案検討作業
H 25	1	24	21	・骨子案検討作業
H 25	1	25		・骨子案検討作業(課題整理) ～ルーテル学院大学にて～ (指導・アドバイザー)
H 25	1	29	22	・骨子案検討作業(各重点目標毎の詳細検討)
H 25	1	30	23	・骨子案検討作業(各重点目標毎の詳細検討)
H 25	1	31	24	・骨子案検討作業(各重点目標毎の詳細検討)
H 25	2	1	25	・骨子案検討作業(各重点目標毎の詳細検討)
H 25	2	4	26	・骨子案検討作業(各重点目標毎の詳細検討)
H 25	2	5	27	・骨子案検討作業(各重点目標毎の詳細検討)
H 25	2	7	28	・骨子案検討作業(課題整理作業) (指導・アドバイザー)
H 25	2	8		・全体構成について (指導・アドバイザー)
H 25	2	18	29	・最終提出案の確認
H 25	2	21	30	・最終提出案の確認 (指導・アドバイザー)

(2) 部会員名簿

	氏 名	職 名
1	遠 藤 正 之	部 会 長／地域福祉課長
2	小 松 龍 哉	副部会長／総務課長補佐
3	門 間 ひとみ	地域福祉課長補佐
4	内 海 信 康	在宅福祉課長補佐
5	千 葉 和 宏	石巻市社協デイサービスセンター福寿荘所長
6	阿 部 由 紀	災害復興支援対策課長補佐
7	高 橋 了	石巻市渡波地域包括支援センター所長
8	峯 田 貴 博	総務課主任主事
<u>アドバイザー 市 川 一 宏</u> ルーテル学院大学 学長 人間総合学部社会福祉学科・大学院人間福祉学研究科社会福祉学専攻 教授		

編集発行

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会

住所 〒986-0822 宮城県石巻市中央二丁目4番20号

電話 0225-96-5290

発行年月 平成25年4月